第二十条の十四の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第二項を削る。

第二十条の十六第一項中「第二十八条の九第四項第一号ロ」を「第二十八条の九第四項第二号」に改め、同条第二項中「第二十八条の九第四項第一号ハ」を「第二十八条の九第四項第三号」に改め、同条第七項中「第二十八条の九第二十一項」を「第二十八条の九第二十三項」に、「策定し、又は作成した」を「作成し、又は策定した」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二十八条の九第十二項」を「第二十八条の九第十二項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　施行令第二十八条の九第十二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、山村振興法施行規則第四条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

第二十条の十六第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第二十八条の九第十二項第一号に規定する財務省令で定めるものは、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

第二十条の十八を次のように改める。

第二十条の十八　削除

第二十条の十九の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条中「第二十九条の三」を「第二十九条の三第二項」に、「第四十六条の三第一項」を「第四十六条の二第一項」に、「次世代育成支援対策推進法第十三条の認定（当該法人が同項に規定する指定期間内において最初に受けるものに限る。）」を「同項に規定する基準適合認定又は特例基準適合認定」に、「当該認定」を「これらの認定」に、「同法」を「次世代育成支援対策推進法」に改める。

第二十条の二十一の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二十九条の五第四項」を「第二十九条の五第二項」に改め、「整備される」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十九条の五第五項」を「第二十九条の五第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　法第四十七条の二第三項第三号に規定する財務省令で定める機械及び装置は、施行令第二十九条の五第四項に規定する構築物と併せて設置される滅菌装置及びろ過装置とする。

第二十条の二十一第四項を削り、同条第五項中「第二十九条の五第九項」を「第二十九条の五第六項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「第四十七条の二第三項第二号」を「第四十七条の二第三項第一号」に改め、同号イ中「確認済証」を「建築基準法第六条第一項に規定する確認済証（以下この項において「確認済証」という。）」に、「検査済証」を「同法第七条第五項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）」に改め、同号ロ中「第二項」を「第一項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第四十七条の二第三項第三号」を「第四十七条の二第三項第二号」に改め、同号ロ中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第四十七条の二第三項第四号」を「第四十七条の二第三項第三号」に改め、「当該構築物が施行令第二十九条の五第七項第二号に掲げる構築物である場合には、当該構築物に関する工事用の図面及び仕様書並びに当該構築物の材料が前項に規定する材料であることを明らかにする書類」を削り、同号を同項第三号とし、同項を同条第四項とする。

第二十一条の八から第二十一条の十までを次のように改める。

（使用済燃料再処理準備金）

第二十一条の八　法第五十七条の三第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十七条の三第七項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　法第五十七条の三第七項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　法第五十七条の三第七項に規定する使用済燃料に係る原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第二条第五項に規定する特定実用発電用原子炉の名称及び所在地

五　法第五十七条の三第七項の使用済燃料再処理準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六　その他参考となるべき事項

第二十一条の九及び第二十一条の十　削除

第二十一条の十一に次の一項を加える。

2　法第五十七条の四第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五十七条の四第十項の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　法第五十七条の四第十項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三　法第五十七条の四第十項に規定する適格分割又は適格現物出資の年月日

四　法第五十七条の四第十項に規定する特定原子力発電施設の名称及び所在地

五　法第五十七条の四第十項の原子力発電施設解体準備金として積み立てた金額及びその積み立てた金額の計算に関する明細

六　その他参考となるべき事項

第二十一条の十八の二第一項中「及び第四号」を削る。

第二十一条の十八の三第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十一条の三第一項に規定する財務省令で定める建物は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第一条第一号及び第二号に掲げる農業用施設を構成する建物とする。

第二十一条の十八の四中「法人税法施行規則」の下に「第八条の三の十」を、「保存される」の下に「同令第八条の三の十第一項に規定する帳簿書類」を加える。

第二十二条第四号ロ(1)中「都道府県知事」の下に「（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該指定都市の長。以下この号において同じ。）」を加え、「同号」を「施行令第三十八条の五第十項第一号」に改め、同号ロ(2)中「（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該指定都市の長。以下この号において同じ。）」を削り、「施行令第三十八条の五第十項第二号に規定する」を「同号に規定する」に改める。

第二十二条の二第四項第二号イ中「又は地上権の共有持分」を「若しくは地上権の共有持分又は施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」に改め、同号ハ中「一に」を「いずれかに」に改め、同号ニ中「給付」の下に「（当該給付が同法第百十八条の二十五の二第一項の規定により定められた管理処分計画において定められたものである場合には、施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の給付）」を加え、同号ホ中「第百十八条の二十四」の下に「（同法第百十八条の二十五の二第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同号ヘ中「一部」の下に「（施設建築物に関する権利を含む。）」を加え、「に規定する権利」を「の施設建築物の一部を取得する権利」に改め、同号ト中「部分」の下に「（施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を含む。）」を加え、「に規定する権利」を「の建築施設の部分の給付を受ける権利」に改め、同項第三号イ中「又は」を「若しくは」に改め、「使用収益権」の下に「又は防災施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関する権利若しくは個別利用区内の宅地に関する権利」を加え、同号ホ中「一部」の下に「（防災施設建築物に関する権利を含む。）」を加え、「に規定する権利」を「の防災施設建築物の一部を取得する権利」に改め、同条第五項第二号中「の名称及び納税地」を「（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）」に改め、同条第九項第二号中「第六号」を「以下この号及び第六号」に改め、「納税地」の下に「（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継